

議事の運営について

1. 本協議会は、原則として公開とし、一般傍聴については、インターネット配信を通じて行うこととする。ただし、企業秘密を含め、自由闊達な意見交換の妨げとなるおそれがあると判断された場合は、非公開とすることもあり得る。
2. 配布資料は、原則として経済産業省ホームページを通じて公開とする。ただし、企業秘密や個人情報等が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利害を害するおそれがあると判断された場合は、非公開とすることもあり得る。
3. 議事要旨又は議事録については、協議会終了後速やかに作成し、経済産業省ホームページを通じて公開する。
4. 個別の事情に応じて、協議会又は資料の公開方法又は非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。